

# 日本ガイシインターナショナルハウス入居者募集要項（抜粋）

## 1) 応募資格

次のすべての資格を満たしていることが必要です。

- ①「留学」の在留資格を持ち、愛知県内の大学に正規の学部生、大学院修士もしくは博士課程生として在籍する単身の私費留学生であること。
- ②経済的理由等から住居の確保が困難であると認められること。
- ③日本ガイシインターナショナルハウス（以下、ハウス）入居開始時点で、日本政府奨学金（以下、国費）または高額奨学金（国費奨学金額以上）を受給していないこと。
- ④入居する年の4月1日現在の満年齢が35歳未満であること。
- ⑤心身ともに健康であり品行方正で学業優秀であること。
- ⑥在籍大学の指導教官または教職員が連帯保証人となること（在籍大学による機関保証でも可）。
- ⑦国民健康保険に加入していること。
- ⑧ハウス入居期間中は、日本国際教育支援協会の「留学生住宅総合補償」に加入すること（応募段階で未加入の場合は、入居後1ヶ月以内に加入すること）。
- ⑨ハウスの利用規則を遵守すること。
- ⑩ハウスの運営（防火、防犯、安全衛生、清掃等）に参加、協力すること。
- ⑪自動車を所有していない、または借用していないこと。
- ⑫日本の社会と文化および国際交流に深い関心を持っていること。
- ⑬財団が行う交流行事に参加すること。

## 2) 入居人数

男性 20 名 女性 20 名 合計 40 名（継続入居者と新規入居者を含む）

## 3) 費用および入居期間

- ①費用
  - ・ 部屋代 月額 6,000 円
  - ・ 電気代、水道代、ガス代などは個室での使用分を実費負担
- ②入居期間
  - ・ 最長 4 年間（最短修業年限）

## 4) 応募方法

入居を希望する人は、所定の応募書類一式を作成のうえ、在籍大学の留学生担当課へ提出し、大学長の推薦を受けてください。

留学生担当課は、応募書類をとりまとめのうえ財団事務局へお申し込みください（毎年1月下旬頃）。

### ・ 応募書類一覧

|        |  |
|--------|--|
| ①入居申込書 | 当財団指定用紙  |
| ②カラー写真 | ・ 上半身、4 cm × 3 cm を 2 枚<br>・ 裏面に大学名、氏名を記載<br>・ うち 1 枚を入居申込書に貼る |

|                      |   |
|----------------------|---|
| ③指導教官の推薦書            | 応募者の学業や人物（学内における素行・風評を含む）、将来性について   |
| ④誓約書                 | 当財団指定用紙   |
| ⑤研究計画書               | 当財団指定用紙   |
| ⑥学業成績証明書             | 最新版   |
| ⑦在学証明書               |   |
| ⑧健康診断書               | 当財団指定用紙<br>・胸部X線撮影日は1年以内であれば可<br>・その他の健康診断は3ヶ月以内<br>・特記事項がある場合は、集団生活を送るにあたっての支障の有無を記入 |
| ⑨在留カードまたは外国人登録証明書（写） | 両面をコピー  |
| ⑩国民健康保険証（写）          |   |
| ⑪留学生住宅総合補償加入者控（写）    | 入居後、1ヶ月以内に提出  |
| ⑫運転免許証（写）            | 運転免許証取得者のみ  |
| ⑬緊急連絡先               | 当財団指定用紙   |

## 5) 選考

書類による一次選考と面接による二次選考を行います。選考の結果は大学宛に通知します（毎年3月中旬頃）。

## 6) 日本ガイシインターナショナルハウスの概要

- ①名称 日本ガイシインターナショナルハウス
- ②所在地 〒468-0069 名古屋市天白区表山 3-150-6
- ③交通期間
  - ・地下鉄名城線「総合リハビリセンター」駅から徒歩10分
  - ・市バス八事12系統「八事表山」から徒歩1分
- ④建物 鉄筋3階建て  
1F／共用施設 2F／男性用個室20室他 3F／女性用個室20室他
- ⑤個室 洋室（18㎡） ＊インターネット接続可（無料）  
ベッド、机、椅子、エアコン、ユニットバス、トイレ、クローゼット、冷蔵庫
- ⑥共用施設 キッチン、ダイニングルーム、スタディールーム、ホール、ランドリー、ラウンジ、ロビー、駐輪場、全館WiFi完備
- ⑦利用規則（抜粋）
  - ・ハウス内で来訪者と対応できる時間は10:30～19:00までの間とし、対応する場所は1Fラウンジのみとする（2・3Fへの来訪者の立入は禁止）。
  - ・毎月、生活状況に関するレポートを管理責任者に提出し、管理責任者の面談を受けること。
  - ・ハウスの利用規則を遵守しない等により、財団がハウスの入居者として不适当であると判断した場合、または、宿舎としてハウスを必要としない理由が生じたと認められる場合は、その入居者を退去処分とする。

## 7) 注意事項

- ①ハウス入居応募者は、日本ガイシスカラシップ奨学金に同時に応募することはできません。
- ②個人に対して行う財団の支援は、宿舍提供または奨学金支給のいずれか1回です。
- ③ハウスへの入居決定後に、入居予定期間中における国費または高額奨学金の受給が決定した場合は、入居期限を奨学金受給月度から半年後までに短縮します（機会均等のため）。

### 【個人情報の保護について】

応募書類に記載された内容は、個人情報として当財団で安全に管理し、入居者の選考手続き及び入居者の部屋代等引き落とし業務のほか、帰国後のフォローアップに関する業務のために使用します。また、業務に必要な範囲で当財団役員、金融機関に情報を提供しますが、その際には個人情報の保護の徹底に努めます。

以上